

杉皮防草マット

杉皮防草マットとは…？

杉の皮を主材料とし、すべての材料に天然素材を使用した^{かえ}土に還る防草マットです。

杉皮に含まれる安息香酸、没食子酸などのフェノール性物質や縮合型タンニンなどの物質が、植物の生育を阻害するという報告（研究成果）があります。また、杉皮が土壌中で分解する時に発生するピネンなどのテルペン類やエチレンなどのガスが、植物の生育の阻害に関与しているとの報告（研究成果）があります。

杉皮防草マットの特徴

1. 高い防草効果と環境への配慮

杉の皮に含まれる植物の成長を抑える効果と遮光効果で雑草の発生を抑制し除草剤による環境汚染を減らすことができます。

2. すべてが天然素材で廃棄費用が掛からない

杉皮マットはすべて土に還る素材を使用しているためビニール製やゴム製の防草マットとは違い廃棄物が残らず、廃棄費用が発生しません。また、弊社製材工場（JAS認定）の製品性過程で発生した杉皮が原料です。通常は処分されていますが防草マットとすることで産業廃棄物を減らしています。

山林用途

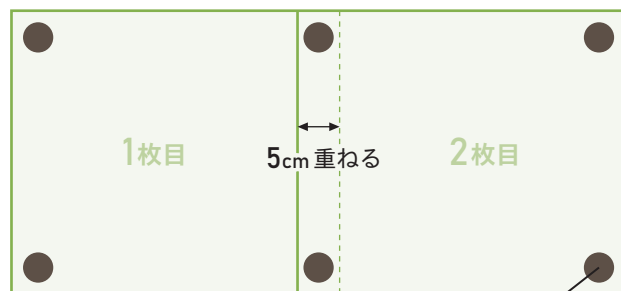
- 植林後の根回りの防草
- 若年木の誤伐採防止
- 山林法面の防草
- 下刈の軽減

杉皮防草マットの原材料と構造



施工方法

1. 敷設地の下刈り作業をします。
2. 木の根回り、雑草の発生を抑えたい場所へ設置します。
※2枚以上連続して使用する場合は製品を5cmほど重ねて固定します（右図）。
3. 固定ピンを4箇所に打ち込みます（別売り）。



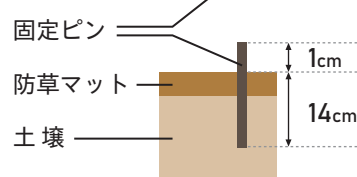
製品寸法と価格

1枚 **1,500円**（税別）

寸法 100cm×100cm／厚さ 2cm～2.5cm
防草効果範囲 100cm×90cm

固定ピン
10本 **100円**（税別）

素材：竹製／長さ：15cm
※固定ピンも土に還ります。



杉皮防草マット敷設試験

試験地 横手市山林 A

山林の下刈り後、若木に防草マットを4枚敷設



試験地 横手市山林 B

山林の下刈り後、若木に防草マットを4枚敷設



試験地 横手市水路沿い

水路沿いを草刈りし、法面に防草マットを5枚敷設



試験地	敷設日	防草マット上の雑草確認本数			
		R1.8.19	R1.9.20	R1.10.14	R2.5.7
横手市山林 A	R1.7.13	0 本	0 本	0 本	0 本
横手市山林 B	R1.7.13	0 本	0 本	0 本	0 本
横手市水路沿い	R1.7.20	0 本	0 本	0 本	0 本

弊社と杉皮防草マットは横手市の平成30年度の新商品生産による新事業分野開拓者認定制度において、認定事業者と新商品に認定されました。

杉皮防草マット（商標登録）：特許 第6666128号

地域のために、あなたのために、明日のために

てとナール

三又建設株式会社 環境事業部
〒019-1107
事業所：秋田県横手市山内筏字力石78-1
TEL.0182-23-7757
E-mail:ttmr@cs-mitsumata.co.jp



＝笑顔創造企業をめざして＝
三又建設株式会社

JAS日本農林規格認定製材工場・特定建設業
〒013-0041
横手本店：秋田県横手市大沢宇西野25
TEL.0182-32-4706
<https://cs-mitsumata.co.jp>